受付印

法人の設立・異動等届出書 (提出用)

				平成	年	月	日 1	作成
京 都 府 知 事 京 都 東 府 税 事 務 所 長 様 京都府() 広域振興局長	次のとね	おり設立・異動等 <i>0</i>	の内容に	ついて届け	出ます。	京都	存の法	人番号
フリガナ			/L> == ==	ムケビロ				(FI)
法人名(商号、名称)			代表者	1名印				(H)
登記簿の本店所在地		TEL ()		_			
資本金の額、出資金の額	円	主たる事業種目	<u> </u>					
当該法人の事業年度 月 日 ~ 月	目	連結親法人の事	業年度	月	日 ~		月	日
添付書類 ·履歴事項全部証明書 ·定款、寄附行為 ·合併契約書、分割計画書等 ·連結納税書類		総会議事録その他		関与税理士 TEL			_	
○ 設立・異動等の内容記入欄			<u>'</u>					
項目番号 変 更 前		変更			:	事由発生	生日	
					平成	年	月	日
					平成	年	月	日
					平成	年	月	日
1 京都府内のみに事務所・事業所がある。 2 京都府以外の都道府県にも事務所・事業所がある。 2 京都府以外の都道府県にも事務所・事業所がある。 2 京都府以外の都道府県にも事務所・事業所がある。 2 京都府以外の都道府県にも事務所・事業所がある。 2 京田・富田・東京の変更 3 事業年度、連結事業年度の変更 4 代表者の変更 5 支店、営業所等の設置・廃止 6 本店、主たる事務所の異動 7 法人組織形態の変更(合名会社から株式会社へ等) 8 資本金の額、出資金の額の変更	5場合は ⁻ 9 10 11 12 13 14 15	3 京都府内 下欄にも記入して 連結納税の適用、加 合併 会社分割 解散、清算結了、継 会社更生開始決定 公益法人等の収益 実質本店の所在地 その他(具体的に)	ください 口入、離肪 続、破産 、更生計 事業の開	。 > é、取消し、耳 開始決定、砲 画承認、更生 引始、廃止	文止め 皮産廃止、系 三終了		<u>-</u>	
外形標準課税対象の有無 外形標準課税対象でない・	外形標	薬津課税対象である	(普通法	人で資本金	の額、出資	ーー ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	が1億円	円超)
申告納付期限延長承認の有無 法 人 税 (有	す(ケ)		法人事業	業税 (有	(ヶ月)	· 無)	
連結納税の場合 の連結親法人 法人名	₹	〒 所在地		TEL (解散日、清			
清算人、管財人等 氏 名	所	TEL ()	_	開始決定日 平成	· 、 使 年	上、於非	日
ーニー ディスティ ディ	E人番号)	被合併	法人	、分 割 承	継法人	京都	府の法	人番号
フリガナ	,	フリガナ						
法人名		法人名						
〒 所在地 TEL() —		〒 所在地			rel () -	_	
合併期日、分割期日は → 平 成 年 月 日		分割形態は → 分社型分割 分割型分割 その他()						

〇 届出先

- ・届出書及び添付書類を裏面に記載の所管事務所へ郵送又は持参してください。(詳しくは所管事務所にお尋ねください。)
- ・受付押印控えの返送が必要な場合は、返信用封筒(返信先住所等を記入したもの)及び返信用切手を必ず同封してください。

受付印

法人の設立・異動等届出書 (控用)

<u> </u>					平成	年	月	日作	成	
京 都 府 知 京 都 東 府 税 事 務 京都 府) 広 域 振	所 長 様	次のと	おり設立・異動等の	の内容に	ついて届け	出ます。	京都府	守の法)	【番号	
フリガナ				代表者	シタ FII					
法人名(商号、名称)				八衣有	1名中				(1)	
〒 登記簿の本店所在地			TEL ()		_				
資本金の額、出資金の額		円	主たる事業種目	1						
当該法人の事業年度	月 日 ~	月 日	連結親法人の事	事業年度	. 月	日 ~	J	1	日	
添付書類 ·履歴事項全部証明 ·合併契約書、分割			総会議事録その他		関与税理士 TEL			_		
○ 設立・異動等の内容				·						
項目番号 変	更 前		変更			垣	事由発生	ŧ 🛮		
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,						平成	年	 月	日	
						十八人	+	<u>Д</u>	Н	
						平成	年	月	目	
						平成	年	月	目	
	に事務所・事業所がある 都道府県にも事務所・事		3 京都府内	には事績	务所・事業	所がない。				
く項目番号は下記から選択してください。また8~12に該当する場合は下欄にも記入してください。> 1 設立 9 連結納税の適用、加入、離脱、取消し、取止め 2 商号、名称の変更 10 合併 3 事業年度、連結事業年度の変更 11 会社分割 4 代表者の変更 12 解散、清算結了、継続、破産開始決定、破産廃止、終結決定 5 支店、営業所等の設置・廃止 13 会社更生開始決定、更生計画承認、更生終了 6 本店、主たる事務所の異動 14 公益法人等の収益事業の開始、廃止 7 法人組織形態の変更(合名会社から株式会社へ等) 15 実質本店の所在地、申告書送付先の設定、変更 8 資本金の額、出資金の額の変更 16 その他(具体的に)										
外形標準課税対象の有無	外形標準課税対象でな	ない ・ 外形標	禁課税対象である	(普通法	人で資本金	の額、出資	金の額を	が1億円	超)	
申告納付期限延長承認の有無	法 人 税	、(有(ヶ)	月)・無)	法人事刻	業税 (有	(ヶ月)	• 無)	ı		
連結納税の場合		Ŧ	所在地		TEL () 解散日、清 開始決定日				
清算人、管財人等 氏 名		住所	TEL ()	_	平成	年	月	日 日	
合併法人	、分割法人 京都	『府の法人番号)	被合併	并法 人	、分 割 承	継法人	京都川(存の法人	、番号	
フリガナ			フリガナ							
法人名			法人名							
〒 所在地	TEL () —		〒 所在地			rel () —	-		
合併期日、分割期日は → 平成 年 月 日			分割形態は → 分社型分割 分割型分割 その他 ()							

〇 届出先

- ・届出書及び添付書類を裏面に記載の所管事務所へ郵送又は持参してください。(詳しくは所管事務所にお尋ねください。)
- ・受付押印控えの返送が必要な場合は、返信用封筒(返信先住所等を記入したもの)及び返信用切手を必ず同封してください。

◎ 京都府における法人府民税・法人事業税の所管事務所一覧 (平成23年3月1日現在)

所管事務所名	課・担当名	所管の区市町村 ※1	電話番号	所在地				
	分割法人担当	※2 分割基準法人	075-414-4437 -4438	〒602-8570				
府庁総務部税務課	税務課 ※2 ※2 外形標準課税法		075-414-5147 -5148 -5149	京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町				
	法人第一課	左京区・中京区 東山区・山科区	075-213-6351					
京都東府税事務所	法人第二課	北区 ・上京区 右京区・西京区 向日市・長岡京市 大山崎町	075-213-6352	〒604-8162 京都市中京区烏丸通六角下る七観音町634 カラスマプラザ21(3階)				
		下京区・南区 伏見区	075-213-6353					
山城広域振興局 税務室	課税担当	宇治市・城陽市 八幡市・京田辺市 久御山町・井手町 宇治田原町	0774-23-5402	〒611-0021 宇治市宇治若森7-6 総合庁舎内				
山城南府税出張所	課税担当	木津川市・笠置町 和東町・精華町 南山城村	0774-72-8097	〒619-0214 木津川市木津上戸18-1 総合庁舎内				
南丹広域振興局 税務室	課税担当	亀岡市・南丹市 京丹波町	0771-22-0420	〒621-0851 亀岡市荒塚町1丁目4-1 総合庁舎内				
中丹広域振興局 税務室	課税担当	舞鶴市	0773-62-2502	〒625-0036 舞鶴市字浜2020 総合庁舎内				
中丹西府税出張所	課税担当	福知山市・綾部市	0773-22-3905	〒620-0055 福知山市篠尾新町1丁目91 総合庁舎内				
丹後広域振興局 税務室	課税担当	宮津市・京丹後市 伊根町・与謝野町	0772-62-4313	〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855 総合庁舎内				

- ※1 京都府単独法人(京都府内にのみ事務所又は事業所を有する法人。外形標準課税法人を除く。)については、行政 区域別に上記の事務所で所管しています。
- ※2 分割基準法人(京都府を含む2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人(転入転出によるものを除く ^{※3}) 及び外形標準課税法人(資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人。) については、府庁総務部税務課 で所管しています。
- ※3 本府転入後他府県に事務所等を有しない法人及び他府県転出後本府に事務所等を有しない法人については※1の事務所で所管しています。

記入の注意事項(必ずお読みください)

- 1 法人名、氏名には必ずフリガナを記入してください。
- 2 **登記簿の本店所在地と実質の本店所在地**又は**申告書等の送付先**が異なる場合は、設立・異動等の内容記入欄を使用してその 所在地、送付先等を記入してください。
- 3 登記事項の内容に異動が生じた場合は、すみやかに履歴事項全部証明書を添付して届出をお願いします。
- 4 設立、京都府への新規の転入等の場合は、履歴事項全部証明書及び定款、寄附行為等のコピーを添付してください。
- 5 **合併、会社分割、法人組織形態の変更**の場合は、履歴事項全部証明書以外にその法人間の異動内容がわかる書類のコピーを添付してください。
- 6 添付書類は原則として**履歴事項全部証明書**としていますが、登記事項がないものについては**事実を証明できる書類**のコピーを添付してください。
- 7 連結納税に係る内容については、法人税の申請書類、通知書等のコピーを添付してください。
- 8 本店、主たる事務所の府外転出又は府内転入や支店・営業所等の設置又は廃止の場合は、当該事業年度の申告に際し、原則として課税標準を分割する(該当都道府県すべてに申告する)必要がありますのでご留意ください。
- 9 合併(分割)の場合は、合併法人(分割法人)及び被合併法人(分割承継法人)の双方について届出が必要ですのでご留意ください。